

現状の支援策について

2012年9月10日(月)
発表班：鈴木、陶山、楓

(事実レジュメ)

東日本大震災:住宅再建支援、自治体も 大船渡市や陸前高田市、単独で補助策用意 / 岩手

引用元: <http://mainichi.jp/area/iwate/news/20120724ddlk03040103000c2.html>
毎日新聞 2012年07月24日 地方版

自宅を自力再建するのが難しい被災者について、県は16年3月までに計5340戸の復興住宅の建設を予定する。しかし、公営住宅の基準を満たすためには民間よりも建設費が割高になり建設後の維持管理費も県や市町村が負担する。県建築住宅課の担当者は「支援策の拡充で自力再建を増やすことが、将来的な行政負担の軽減につながる」と指摘する。

支援策拡充の動きは、被災地の自治体にも広がっている。陸前高田市は、震災で自宅を失った被災者が、浸水区域外の安全な場所に住宅を再建する場合、水道整備にかかる費用を200万円を上限に全額補助。浄化槽の整備についても、今年度からは市内全域に拡大して約52万～64万円を補助、被災者には支給額を上乗せする。

隣接する大船渡市も水道管整備に上限200万円を補助するほか、被災者が浸水区域外に住宅を再建または購入する場合、30万円を上限に敷地の造成費用の半額を補助する。市住宅公園課の担当者は「被災者にとっては、自宅を再建することが復興の第一歩。復興住宅で空き家が出るなどの無駄を出さないためにも、自力再建を後押しする事が大切だ」と話す。

住宅自主再建 14市町が支援策

引用元: <http://www.yomiuri.co.jp/homeguide/news/20120730-OYT8T01141.htm>
読売新聞 2012年7月30日

津波で壊滅的な被害を受けた石巻市門脇町。中央の道路を境に、手前が現地再建地域、奥が集団移転地域になっている。津波で自宅が全壊するなどして住めなくなった被災者に対し、岩手、宮城両県の沿岸27市町村のうち14市町が、自宅の購入や土地のかさ上げなどで独自の再建支援策を打ち出していることが、読売新聞の調べで分かった。国の集団移転事業の対象から外れると、自宅の再建には多額の負担が必要で、自治体が独自の救済に乗り出した形だ。

宮城県によると、国の支援なしに自宅を再建する見通しの被災者は3万864世帯に上る。一方、岩手県は「実態を把握できていない」としている。

家屋や土地の取得に補助をするのは岩手県洋野町、宮城県女川、松島、山元町。多賀城市など7市町は、元の場所で家を再建する際、土地のかさ上げ費用を補助する。宅地の復旧や二重ローン対策に独自の補助を出す自治体もある。現在は対策を講じていない宮城県気仙沼市など10市町村も「何らかの支援策を検討中」としている。

約250戸が津波で流失した宮城県石巻市門脇町5丁目。市の計画では、東西に横切る県道を境に、災害危険区域に指定される南の集団移転地域と、北の現地再建地域が、ほぼ半分に分かれている。

北側に家があったために集団移転の対象から外れた男性(64)は「震災直後は住み慣れた場所でまた暮らしたいと思ったが、想像以上に負担が重く、今は迷っている」と打ち明ける。市内で新築の一軒家を建てると、2000万～3000万円が相場。集団移転の対象になれば、市が土地を震災前の最大8割程度で買い取るほか、住宅ローンの利子分の補給、引っ越し代などの補助がある。しかし、男性が自宅再建に充てられる資金は、被災者生活再建支援法に基づく支援金と義援金で計400万円だ。

石巻市内の全壊戸数は約2万2000戸。このうち自主的な再建を模索する被災世帯は少なくとも7500戸と市は見積もる。市は「被災規模が大きすぎて単独財源での支援は困難」(復興政策課)との立場だ。

自治体の独自支援にも不満の声が上がる。宮城県塩釜市は宅地のかさ上げ工事に最大20万円を独自に補助するが、市内の男性(51)は「少額で足しにならない。かさ上げは諦めている」と話す。

自治体間の支援格差も浮き彫りになっている。女川町は6月、独自の定住支援策(最大200万円)を打ち出し、町外からの転居世帯にも適用することにした。これに対し、周辺自治体からは「地元で再建を断念した被災者の流出が加速する」(気仙沼市)との懸念が広がっている。

国に求める声も

被災自治体からは住宅再建の支援強化を政府に求める声が強まっている。

今月7日、仙台市内で開かれた平野復興相と宮城県沿岸の首長らとの会合で、ほとんどの自治体が自主再建への支援を求めた。これに対し、平野復興相は「生活再建の制度の根幹にかかわり、見直しは簡単ではない」と譲らなかった。

被災者の生活全般の再建を助ける現行の「生活再建支援金」は、阪神大震災を機に1998年に創設。当初は家電製品や寝具など生活必需品の購入に上限100万円を支給するだけで、住宅の建て替え費用などは「個人資産への公金支出にあたる」との理由から一切認められなかった。

一方、その後の災害では県レベルの独自支援が相次いだ。2000年の鳥取県西部地震では、片山善博知事(当時)が最大300万円の補助制度を創設。03年の宮城県北部地震でも、同県が住宅建設に100万円を補助するなどした。

これらの動きを受けて制度が見直され、現在は住宅再建に国が最大300万円を支給している。

サイボーグ化される「奇跡の一本松」 1億5000万円もの費用に疑問の声

引用元: <http://www.j-cast.com/2012/08/31144830.html>

J-cast ニュース 2012/8/31 19:54

巨大津波に耐えた岩手県陸前高田市の「奇跡の一本松7件」が、1億5000万円をかけて保存工事が行われることになり、ネット上で論議になっている。

7万本もあった名勝「高田松原」は震災直後、一瞬のうちに壊滅状態になってしまった。その中で、唯一立ち残ったのが「奇跡の一本松」だ。

保存は本当に必要？

その姿は、市民に勇気を与え、復興のシンボルともされた。ところが、地震による地盤沈下で、海水が土壌にしみ込んで塩分が多すぎる状態となり、一本松は徐々に衰弱が進んで枯死と診断された。

これに対し、陸前高田市は、一本松の保存に乗り出すことを決め、2012年9月12日から工事に着手することになった。作業では、高さが27メートルもある一本松を根元から切り倒し、幹を5分割して、その芯をくり抜く。そして、防腐処理をしたうえで、金属製の心棒を幹に通してモニュメントにする。震災2周年の節目になる13年3月11日には、元の場所でお披露目したい考えだ。

1億5000万円もの費用については、税金は使わず、募金で賄いたいとする。それは、被災地の課題が山積しており、保存に多額の予算は投じられないとの判断からという。市は、12年7月5日に「奇跡の一本松7件保存募金」のサイトを立ち上げ、フェイスブックからも募金の受け付けを始めた。

とはいえ、ネット上では、被災者が未だに避難生活を続けている中で、一本松の保存に多額のお金を投じることに疑問の声が多い。

「さすがに高すぎだろ…」 「もっと他に金をかけるところがあるのでは？」といったものや、石碑やレリーフなどで代用できるのではないかという意見も多かった。また、一本松の接ぎ木で苗が育てられていることから、こうした試みで十分ではとの声もあった。もっとも、「観光のシンボルにして町興ししようとしてるんだろう」などと理解する向きはある。

多額出費の理由について、市の都市計画課では、こう説明する。

「これだけの高さの木を保存するのは、世界でも例がないことだと言われています。工事はとても困難で、複雑な構造計算が必要なうえ、特殊な工法を使わないと、強度を保つことができないんですよ」

そのため、一般競争入札は行わず、2社の提案を比較検討し、東京が本社の業者と随意契約する準備を進めているとした。業者名や技術内容については、2012年9月5日の会見で公表するとしている。

陸前高田市の都市計画課によると、募金は、8月末までに2200万円が集まった。もちろん、これではとても足りず、当座の資金として、市の「東日本大震災絆基金」から一時的に借用する考えだ。

絆基金は、災害復旧・復興のため市がホームページなどで募っている一般からの寄付金4億円余が積み立てられている。用途はまだ決まっていないが、道路や住宅の整備などに使われる可能性がある。一本松の保存工事にはあと1億円以上足りず、もし基金のお金がその分借用されるなら、災害復旧などに支障が出ることはないのか。

この点について、市の財政課では、こう説明する。

「災害復旧などについては、国からお金が出ており、当面はそれで賄えます。5～10年は大丈夫と考えており、すぐに支障が出ることはないと考えています」

寄付金の目的外使用に当たらないかについては、「寄付金をそのまま充当すれば、確かにその通りになります。しかし、一時的な借入れですので、目的外使用には当たらないと思います」と言っている。

(論点)

陸前高田と石巻は、いずれも津波による住宅全壊の被害が多い自治体である。両自治体とも基本的には被災者の住宅の再建・補修に対する補助金を制度として打ち出している。ところで、陸前高田は「被災者生活再建支援金」の受給を要件としているが、石巻は要件ではないものの、受給額が少ない。

現状の住宅に関する支援策のうち、当該支援を受けるための受給要件としては陸前高田に近づけて考えるべきか、あるいは石巻に近づけて考えていくべきか。

また、陸前高田では「奇跡の一本松」に対する寄付金の借入れを行おうとしているが、これは現状の支援策と相容れないものになるか。その分の支援金を住宅やその他の支援に回せないか。

(資料レジュメ)

引用元: 南相馬市ホームページ

<http://www.city.minamisoma.lg.jp/shinsai2/hisaishashien/hisaishaseikatsusaikenkin.jsp>

被災者生活再建支援金の支給について 支給の内容

1. 被災者生活再建支援制度について

地震・津波などの自然現象によって住宅に被害があった場合、住宅の被害の程度と、今後のお住まいをどのようにされるのかに応じて、被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)と国から、支援金が支給されます。

※この制度が適用となる災害は、被害の大きさが法律で決められており、東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)は該当します。ただし、原子力災害による被害は適用外です。

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の災害によって、

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむをえず解体した世帯(「半壊解体」「敷地被害解体」)
- (3) 自然災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が「大規模半壊」し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

(※ 世帯人数が1人の場合(単数世帯)は、各該当欄の金額の3/4の額)

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2. (1))	解体 (2. (2))	長期避難 (2. (3))	大規模半壊 (2. (4))
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
(単数世帯支給額)	75万円	75万円	75万円	37.5万円

※「長期避難」について、南相馬市では該当する世帯はありません。

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円
(単数世帯支給額)	150万円	75万円	37.5万円

※ 支援金を受給した後で、住宅を解体したり、再建方法を賃貸から変更したりした場合、2回目以降の申請を行って差額を受給することができます。

たとえば、当初「大規模半壊」「賃借」で100万円を受給し、その後事情により住宅を「解体」し新たな住宅を「建設」した場合、差額200万円(合計300万円)が支給されます。

4. 申請期間 (延長される場合もあります)

- (1) 基礎支援金……災害発生日から37月以内(平成26年4月10日)
- (2) 加算支援金……災害発生日から85月以内(平成30年4月10日)

引用元: 陸前高田市ホームページ

<http://www.city.rikuzentakata.iwate.jp/hisai/jyuutakusaikenhojyoseido/jyuutakusaiken-hojyoseido.html>

被災された住宅の再建のための補助制度

陸前高田市は、東日本大震災により被災した陸前高田市内の住宅および宅地の早期復興を支援するため、次に掲げる各種補助事業を行います。それぞれの事業は、平成 23 年 3 月 11 日からの適用となります。

被災者住宅再建支援事業費補助金

岩手県内で自宅が全壊した被災世帯が、陸前高田市内で建設または購入により住宅を再建する際に、次の 2 つの要件をいずれも満たしている方(世帯主)に建設・購入費用の一部を補助します。

- (1) 岩手県内において、住宅が被災(全壊または半壊解体)して「被災者生活再建支援金」の基礎支援金(複数世帯 100 万円、単数世帯 75 万円)を受給している方。
- (2) 陸前高田市内に自宅を建設または購入して「被災者生活再建支援金」の加算支援金(建設・購入)を受給している方。

補助内容	申請期間
複数世帯 100 万円 単数世帯 75 万円	平成 28 年度まで

補助金交付申請時の提出書類

- ・被災者住宅再建支援事業費補助金交付申請書
- ・被災者生活再建支援金（加算支援金）の都道府県会館からの振込決定通知
- ・申請者（世帯主）の印鑑と加算支援金が振り込まれた口座の通帳
- ・(陸前高田市外で被災された方は)加算支援金申請時に添付した住宅購入契約書等の写し

復興住宅新築等支援事業費補助金（新築バリアフリー・県産木材活用）

居住用の住宅が全壊や大規模半壊の被害を受けて、滅失、又はやむを得ず解体された方が、新たに陸前高田市内で住宅を建設・購入した際に、以下の基準を満たしている場合に、床面積や県産木材の使用量に応じて補助します。

バリアフリー（『高齢者等配慮対策等級 3』を全て満たした）住宅

バリアフリー住宅とは、住宅の品質確保の促進に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号。以下「基準」という。）第 5 の 9 の 9-1(3) ハ等級 3（住宅の品質確保の促進に関する法律第 2 条第 2 項の新築住宅以外の住宅を購入する場合にあっては、基準第 5 の 9 の 9-1(4) ハ等級 3）を満たす住宅をいいます。

バリアフリー住宅取得費への補助内容

バリアフリー住宅取得費への補助内容				
住宅の床面積	75㎡未満	75㎡以上 120㎡未満	120㎡以上	申請期間
補助額	40万円	60万円	90万円	平成28年度まで 申請期限：平成29年3月31日 (平成29年3月31日までに工事が完了していること)

「住宅の床面積」とは住宅の居住面積で、店舗兼用住宅などでは店舗部分を除きます。

県産材使用住宅

10立方メートル(m³)以上の岩手県産木材（岩手県産材認証推進協議会が実施する県産材の産地証明制度等により県産材として証明されたもの、又は市長が認めたものをいう。）を使用する住宅をいいます。

県産材使用住宅取得費への補助内容

県産材使用住宅取得費への補助内容				
県産材の使用量	10 m ³ 以上 20 m ³ 未満	20 m ³ 以上 30 m ³ 未満	30 m ³ 以上	申請期間
補助額	20万円	30万円	40万円	平成28年度まで 申請期限：平成29年3月31日 (平成29年3月31日までに工事が完了していること)

県産木材の使用量は、住宅の居住部分に使用している県産木材のみが対象です。

補助金交付申請時の提出書類

- ・復興住宅新築等支援事業補助金交付申請書
- ・り災証明書の写し
- ・滅失又は解体の状況写真、もしくは居住不能であることを証する書類
- ・建築確認済証および建築確認申請書（バリアフリー住宅にあつては、平面図を含む）の写し
- ・工事請負契約書または住宅購入契約書の写し、並びに完了後であれば領収書
- ・完成写真(全景、バリアフリー住宅にあつては主な基準適合を確認できる写真)
- ・登録住宅性能評価機関が発行する評価書または証明書の写し（バリアフリー住宅に限る）
- ・県産材であることを証明する書類（県産材使用住宅に限る）
- ・岩手県建築住宅センターでもバリアフリー基準適合証明を発行しています。
- ・『高齢者等配慮対策等級3』チェックシート
- ・岩手県産材認証推進協議会が証明書を発行します。

被災住宅の補修・改修工事費補助

自宅に被害を受けた方が、住宅の補修工事や改修（耐震、バリアフリー、県産木材使用）工事を行った場合に、各工事費の一部を補助します。

なお、複数の工事を実施した場合は、おのおの補助金額が合算されます。

補修・改修工事費補助の内容				
申請期限：平成26年3月31日（平成26年3月31日までに工事が完了していること）				
区分	補助の対象となる工事	補助する割合（1/2以内）		
住宅補修	被災者生活再建支援制度(基礎・加算支援金)や災害救助法の応急修理制度の適用を受けていない、「一部損壊」および「半壊」の被災住宅の10万円以上の補修工事	—	補助金上限額	対象工事費上限
		半壊	52万円	104万円
		一部損壊	30万円	60万円
耐震改修	耐震基準を満たさない住宅を、耐震基準に適合させるための改修工事		60万円	120万円
バリアフリー改修	手すり取り付け、床段差の解消、滑り防止等のための床材の変更、引戸等への扉の取替え、高齢者トイレの設置等改修工事		60万円	120万円
県産材使用改修	岩手県産木材を0.5立方メートル以上、または1平方メートルあたり0.04立方メートル以上使用した改修及び増改築工事		20万円	40万円

補助金交付申請時の提出書類

■すべてに共通

- ・被災住宅補修等工事費補助金交付申請書
- ・り災証明書の写し
- ・申請者(世帯主)の印鑑

■補修工事費申請の場合

- ・改修計画図、その他改修方法を示す図書、施工前及び完成写真
- ・補修工事見積書、工事費明細書、領収書

■耐震改修工事費申請の場合

- ・耐震診断および改修設計フロー
- ・現状の構造耐力を確認できる書類
※平面図、耐震診断結果、壁量計算結果、又は構造計算結果などの報告書（建築士の記名および捺印のあるものに限る。）
- ・耐震改修工事計画を確認できる書類
※改修計画図、その他改修方法を示す図書、改修計画の耐震性に対する総合判定（建築士の記名および捺印のあるものに限る。）
- ・耐震改修工事費見積書、工事明細書、領収書及び完成写真

■バリアフリー改修工事費の申請の場合

- ・設計図書、又は施工箇所の見取り図、施工前及び完成写真
- ・バリアフリー改修工事計画書、工事費見積書、工事費明細書、領収書

■県産材使用改修工事費の申請の場合

- ・設計図書、又は施工箇所の見取り図
- ・費用の明細書（見積書・請求書等）及び領収書、施工前及び完成写真

- ・岩手県産材認証推進協議会が実施する「県産材」の産地証明制度における岩手県産材産地証明書等、県産材であることを証する書類
- ・岩手県産材認証推進協議会が証明書を発行します。

被災地宅地復旧工事費補助

自己の居住用宅地に、浸水・陥没・隆起・地割れ・液状化等の被害を受けた方が、住宅の安全性を回復するために宅地復旧工事を行った場合に、工事費の一部を補助します。

宅地復旧工事費補助の内容		
申請期限：平成 26 年 3 月 31 日（平成 26 年 3 月 31 日までに工事が完了していること）		
区分	補助の対象となる工事	補助する割合
被災宅地	のり面の保護工事 擁壁・地盤等を維持するための排水施設の設置工事 地盤補強、整地工事 擁壁設置、補強工事（旧擁壁の除去を含む） 地盤調査および設計調査費 その他、被災宅地の安全性の回復に必要な復旧工事	20 万円以上の工事で 2 分の 1 以内 補助限度額 200 万円 （対象工事費上限 400 万円）

補助金交付申請時の提出書類

- ・被災宅地復旧工事費補助金交付申請書
- ・宅地復旧工事費用見積書、工事費明細書、領収書
- ・被災宅地の状況写真及び完成写真、付近見取図、復旧工事計画図書
- ・被災宅地の所有者が分かる書類
- ・申請者（世帯主）の印鑑

被災住宅債務利子補給

自宅に全壊や大規模半壊の被害を受けた方が行う住宅の新築、半壊や一部損壊の被害を受けた方が行う住宅の補修・改修を目的に借り入れした、新規の住宅ローンの利子の一部を補助します。

また、新規の住宅ローンを借り入れした際に、残っている被災住宅の既往ローン（平成 23 年 3 月 11 日以前に契約したもの）も対象となります。

利子補給の内容			
区分	利子補給の対象となる内容	補給する割合	申請期間
新築	住宅が被災（全壊、大規模半壊）し、被災者が住宅の新築・購入することを目的に、民間金融機関などから融資を受けた場合の利子	当初 5 年間の利子(2%以内) 補助対象融資限度額： 1,460 万円	平成 28 年度まで 申請期限： 平成 29 年 3 月 31 日
補修	住宅が被災（半壊、一部損壊）し、被災者が住宅の増・改築または改修することを目的に、住宅金融支援機構または民間金融機関などから融資を受けた場合の利子	当初 5 年間の利子(1%以内) 補助対象融資限度額： 640 万円	平成 25 年度まで 申請期限： 平成 26 年 3 月 31 日

既往住宅債務	被災（全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊）した住宅の債務が有り、新たに新築または補修のために住宅金融支援機構または民間金融機関などから融資を受けた場合、その被災住宅に係る既往債務の利子相当額	最大5年間の利子相当額を一括補助	新たに借り入れた借入金の区分(新築 or 補修)の申請期間と同一
--------	--	------------------	----------------------------------

補助金交付申請時の提出書類

- ・被災住宅債務利子補給承認申請書
- ・り災証明書、申請者（世帯主）の印鑑
- ・住宅の新築、補修または改修にかかる契約書等の写し
- ・金融機関との金銭消費貸借契約書の写し
- ・償還予定表の写し
- ・既往住宅ローンの返済残額を証明する書類等（既往債務がある場合に限る）

引用元：石巻市 HP

http://www.city.ishinomaki.lg.jp/hishokoho/zisinn2011_5-sumai.jsp

東日本大震災に伴う建築確認申請等手数料の減免について

石巻市では、石巻市建築基準等に関する条例（平成 17 年石巻市条例第 269 号）により、今回東日本大震災で被災された方が、被災された建築物（住宅等）を復旧する際の、建築確認等を申請する際の申請手数料を減免することとなっています。

概要については下記の通りです。

（減免措置の内容）

対象建築物等の状況	減免の割合
東日本大震災により災害を被った者がその災害の発生した日から 2 年以内に建築する場合	全額免除
災害により住宅が滅失し、又は損傷を受けた場合で、その災害の発生した日から 1 年以内に住宅を建築し、又は当該住宅の大規模の修繕をする場合	3/4 減免

※ 『滅失』と『損傷』について

『滅失』…り災証明書で全壊判定を受けた建築物等のことを示す

『損傷』…り災証明書で全壊以外の判定により発行されたものを示す

※ 手数料の減免を受ける場合には、建築確認等を申請する際に『減免申請書』と『官公署の長が発行する被災を証する書類』を添付していただく必要があります。

災害援護資金貸付

東日本大震災により、世帯主の方が負傷した世帯や住居・家財に損害を受けた世帯の、生活の立て直しのための資金の貸付けを行います。

【対象となる世帯】

- 被災日（平成 23 年 3 月 11 日）に、石巻市内に居住していた世帯
- 世帯主が震災で 1 ヶ月以上の療養期間が必要な負傷を負った世帯、又は家財等に三分の一以上の被害があった世帯

※ 世帯の人数により所得制限があります。

※ 同一世帯、同一生計世帯の複数のお申し込みはできません。

（平成 21 年分の総所得額により判定）

別表 1

世帯人数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上
------	-----	-----	-----	-----	-------

総所得額	220万円	430万円	620万円	730万円	世帯人数が1人増えるごとに、 730万円に30万円を加えた額
住居全体が流失・滅失・・・世帯人数に関係なく、1,270万円上限になります。					

【貸付限度額】

- けがの程度、損害の種類・程度で貸付限度額が変わります。借家にお住まいで被災された方は、原則家財の損害のみとなります。

1 世帯主がおおむね1か月以上の療養期間が必要な負傷があった場合

被害の程度	貸付限度額
家財及び住居の損害がない場合	150万円
住居に損害はないが、家財のおおむね1/3以上に損害を受けた場合	250万円
住居が大規模半壊・半壊した場合 (かっこ内は、被災した住宅を建て直すにあたり残存部分を取り壊さざる得ない場合)	270万円 (350万円)
住居が全壊した場合	350万円

2 世帯主に負傷がない場合

被害の程度	貸付限度額
住居に損害はないが、家財のおおむね1/3以上に損害を受けた場合	150万円
住居が半壊した場合 (かっこ内は、被災した住宅を建て直すにあたり残存部分を取り壊さざるを得ない場合)	170万円 (250万円)
住居が全壊した場合 (かっこ内は、被災した住宅を建て直すにあたり残存部分を取り壊さざるを得ない場合)	250万円 (350万円)
住居の全体が滅失し、又は流失した場合	350万円

【貸付条件】

1 利率

連帯保証人ありの場合 無利子

連帯保証人なしの場合は据置期間期間経過後 年1.5%

2 償還期間

1 3年（据置期間を含む）

3 据置期間

6年（世帯主の死亡や住居が全壊など特別の事情がある場合は8年）

4 償還方法

年賦、半年賦、月賦（元利均等償還・繰上償還可）

被災者住宅応急修理補助制度について

平成23年東日本大震災における、災害救助法に基づく「住宅の応急修理」(国制度)は、平成24年1月に受付を終了しましたが、この制度をまだ利用していない世帯を対象として、市独自に「被災者住宅応急修理制度」を創設し、補助金を交付して支援を図ります。

1. 補助金の交付対象者(世帯)

自らが現に居住している被災者住宅の応急修理を既に行った方又はこれから被災者住宅の応急修理を行うことにより居住する方で、次の全ての要件に該当するもの

- 1 災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度(国制度)」を利用していないこと。
- 2 被災者住宅の所在地が市内であること。
- 3 東日本大震災により大規模半壊又は半壊の被害を受けていること。
ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象。
- 4 応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む。)を利用していないこと。
(過去に一度でも利用したことがある場合はこの制度を利用できません)
- 5 半壊の被害を受けた場合は、平成21年の世帯収入が次のいずれかに該当していること。
ア 世帯全体の年収が500万円以下
イ 世帯全体の年収が500万円超700万円以下で、かつ、世帯主が45歳以上または要援護世帯
ウ 世帯全体の年収が700万円超800万円以下で、かつ、世帯主が60歳以上または要援護世帯

2. 住宅応急修理の範囲

制度の対象範囲は、日常生活に必要欠くことができない部分となります。

- 1 屋根・柱・床・外壁・基礎等の応急修理
- 2 ドア・窓等の開口部の応急修理
- 3 上下水道・電気・ガス等の配管及び配線の応急修理
- 4 浴槽・便器等の衛生設備の応急修理(風呂のボイラーも含む)
注1) 地震又は津波による被害と直接関係ある修理のみが対象です。
注2) 内装に関するものは原則として対象外です。
注3) 修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなどの

代替措置でも可です。
注4) 家電製品は対象外です。

3. 補助金額

1. 1住家につき限度額は**52万円以内**です。
2. 同一世帯(の1住家)に2以上の世帯が居住している場合でも、1.の限度額以内です。
3. 1住家に対して、**一回限りの補助金交付となります**。